職員の懲戒処分について

令和５年９月１日
総　務　課

令和５年９月１日付けで，関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

１　事案の概要

令和４年度に支給すべき委員謝礼金を支給せず、予算執行漏れが本年７月に判明。当該事務については、委員会開催に応じ、年度末に当該謝礼金をまとめて支給することとなっており、２回の開催があったにも関わらず、事務を完全に失念し未払いとなったもの。

２　当該職員

教育委員会　副主幹　40 代

３　処分の内容

減給４月　１０分の１